

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

平素より市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、貴殿を地方税法第 41 条および第 321 条の 4 第 1 項ならびにうるま市税条例第 45 条により、令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定致しました。つきましては、令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書等を別紙のとおり送付いたしますので、より一層のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※給与所得者異動届出書、切替申請書等が**令和 8 年 4 月 15 日**の後に提出された場合、当初送付する通知書に反映されていない場合があります。これらの修正は、変更通知書により翌月以降に通知します。

※各申請書様式は 1 部のみの添付のためコピーしてご利用ください。

※各申請書様式はうるま市のホームページ、QR コードからも取得できます。

うるま市役所

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 市町村コード：4 7 2 1 3 1

■ 課税内容・異動届等についてのお問い合わせは

市民税課 TEL：0 9 8－9 7 3－5 3 8 2

■ 市民税・県民税・森林環境税の納入についてのお問い合わせは

納 税 課 TEL：0 9 8－9 7 3－1 0 9 9

うるま市 申請書

検索



市民税・県民税・森林環境税特別徴収について

(1) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収	1
(2) 特別徴収義務者	1
(3) 特別徴収によって市民税・県民税・森林環境税を徴収される方	1
(4) 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる方	1
(5) 給与以外の所得がある方	1
(6) 月割額の徴収方法	1
(7) 月割額の納入および納入期限	2
(8) 納入場所	2
(9) 納入が遅れた場合は	2
(10) 特別徴収税額の変更（月割額の変更）	2
(11) 納期の特例	2
(12) 審査請求	2

退職・転勤等の届出について

a. 退職・転勤等の場合	3
b. 退職に伴う残税額の一括徴収	3
c. 4月2日以降の就職者の特別徴収	3
d. 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合	3

退職所得に係る特別徴収について

a. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収	4
b. 特別徴収義務者は	4
c. 納税義務者は	4
d. 納入すべき市町村	4
e. 退職手当等の支払いを受けるべき日	4
f. 退職所得の控除額	4

g. 税額の算出	4
h. 退職所得に係る市民税・県民税を納付する時は	4

市民税・県民税・森林環境税の算出方法

市民税・県民税・森林環境税の算出方法	5
所得控除の種類	6
市民税・県民税の計算（例）	7

納入書の記入方法

納入すべき税額が変更になったとき	8
予備の納入書を使用するとき	9
退職（退職分の税額を同時に納入するとき）	10

特別徴収に関する提出書類 11

異動届等の書き方

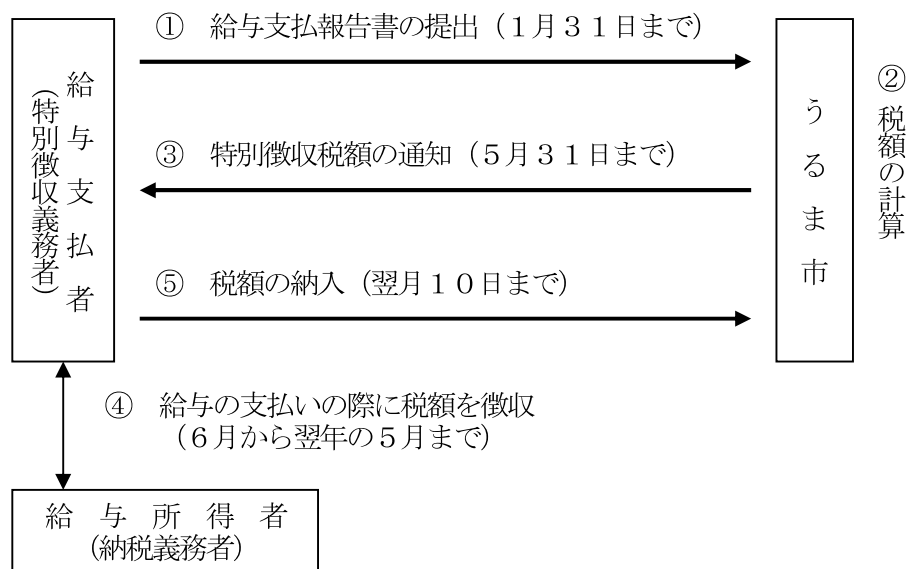
転勤者の記載例	12
一括徴収の記載例	13
退職者の記入例（普通徴収への切替）	14
特別徴収への切替の記入例	16
納期の特例に関する申請書の記入例	18
特別徴収義務者所在地等変更届出書	20

市民税・県民税・森林環境税特別徴収について

(1) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

給与支払者が給与所得者に給与の支払いを行うとき、市民税・県民税・森林環境税の月割額を差引き、納入していただく制度をいいます。

～ 特別徴収の方法による納税のしくみ ～



(2) 特別徴収義務者

給与の支払いをする方のうち、所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務がある方で、うるま市の条例によって指定された方をいいます。特別徴収義務者は、うるま市から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じます。

(3) 特別徴収によって市民税・県民税・森林環境税を徴収される方

令和7年中に給与の支払いを受け、かつ令和8年4月1日現在給与の支払いを受けている方です。

(4) 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる方

【均等割（市民税・県民税）】

- ・令和8年1月1日現在、生活保護の規定による生活扶助を受けている方
- ・令和8年1月1日現在、障がい者、未成年者（平成20年1月3日以降生まれ）、寡婦、ひとり親で令和7年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入にして204万4千円未満）の方

【所得割（市民税・県民税）】

- ・うるま市税条例附則第5条1項に該当する方

【森林環境税】

- ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条第1項に該当する方

(5) 給与以外の所得がある方

給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があるときは、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して特別徴収することになっております。ただし、納税者からこの分を普通徴収（納税者による直接納付）の届出がある場合は、給与所得と分離して普通徴収の方法により納めることができます。

(6) 月割額の徴収方法

同封の「令和8年度給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」（特別徴収義務者用・納税義務者用）に6月から翌年5月までの月割額を算出しておりますので、6月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を徴収してください。なお、納税義務者用は給与所得者へ交付してください。

(7) 月割額の納入および納入期限

徴収された月割額は、同封した「納入書」によって、納入場所（金融機関等）に徴収すべき月の翌月 10 日までに納入してください。（10 日が休日にあたる場合は翌営業日が納入期限となります）なお、給与の遅払、その他天災、火災等により納入期限までに納入できないときは、納入期限までに文書にて申し出てください。

(8) 納入場所

① 市民税収納取扱金融機関

- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・コザ信用金庫
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行、郵便局

※上記の金融機関の各本店・支店および上記の金融機関と為替取引のある金融機関

② 市役所本庁舎内会計課収納窓口及び自動支払機

③ 沖縄県外のゆうちょ銀行、郵便局

※沖縄県外のゆうちょ銀行および郵便局をご利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、当初に納入する際に、「指定通知書」（しおり最終ページ）をご利用になるゆうちょ銀行または郵便局に提出してください。

なお、前年度ご利用の指定ゆうちょ銀行、郵便局は、本年度も引き続きご利用になれますので、届出の必要はありません。

(9) 納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が納入期限までに月割額を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。また、督促状発送の日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。督促状発送後は督促手数料、延滞金の関係上直接うるま市役所納税課で納入していただかなければなりませんので、納期限内に納入していただきますようお願いいたします。

(10) 特別徴収税額の変更（月割額の変更）

転勤や退職等により月割額に変更があったときは、「給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」（特別徴収義務者用・納税義務者用）を再度お送りします。その通知書に基づいて変更後の税額を徴収、納入してください。なお、納税義務者用は給与所得者へ交付してください。

なお、変更が生じても、新しく納入書は送付しませんので、当初に送付しました納入書に変更額を訂正記載し、納入してください。
(訂正方法は 8 ページをご覧ください)

(11) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時 10 人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」をうるま市長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年 2 回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- ・ 6 月分から 11 月分までは、12 月 10 日までに
- ・ 12 月分から翌年 5 月分までは、6 月 10 日までに

(12) 審査請求

納税者は「給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内にうるま市長に対して審査請求をすることができます。

退職・転勤等の届出について

a. 退職・転勤等の場合

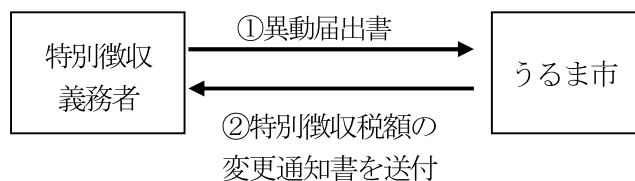
特別徴収の納税義務者が退職・転勤等の異動があった場合、異動した月の翌月10日までに必ず「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

なお、転勤の場合は「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を新しい事業所を経由して翌月10日までに提出してください。

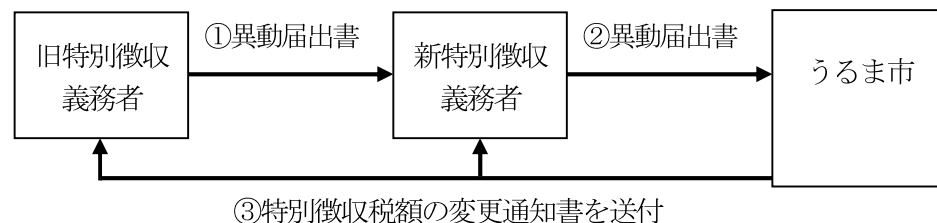
また、給与支払報告書を提出後、4月1日までに異動があった方については、4月15日までに「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

これらの異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の税額分が特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書の交付が遅れ、ご迷惑をおかけすることがありますので、遅延なく届出書を提出してください。

● 退職・休職等により一括徴収又は普通徴収に切り替える場合



● 転勤・転職（特別徴収の継続）の場合 (転勤・転職先で引き続き特別徴収を継続させる場合)



b. 退職に伴う残税額の一括徴収

特別徴収の方法によって納税している人が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、次の①または②に該当するときは、特別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払いをする際に、必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

① 退職の日が、令和8年6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合。

② 退職の日が、令和9年1月1日から4月30日までのとき

令和9年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、本人からの申出がなくても一括徴収となります。

※海外転出される退職者に関しては市民税・県民税納税通知書の送付が困難なため、退職時期にかかわらず一括徴収または納税管理人指定を行うようご協力をお願いします。

c. 4月2日以降の就職者の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、「特別徴収への切替申請書」に必要事項を記入して提出してください。

d. 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

「特別徴収義務者所在地等変更届出書」に変更事項を記入して提出してください。

退職所得に係る特別徴収について

a. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収を行い、納入申告書（納入書の裏面）を記入して納入していただくことになっています。死亡により退職した方に支給すべき退職手当等で、その方の相続人に支給されることになった退職手当等については、市民税・県民税については非課税となります。

b. 特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

c. 納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職手当等の支払いを受ける方です。

d. 納入すべき市町村

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払いを受ける方（退職者）の令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただきます。

ただし、令和9年1月1日以降に退職する場合は、令和9年1月1日現在の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますのでご注意ください。

e. 退職手当等の支払いを受けるべき日

退職手当等について支払いを受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより、株主総会の決議を要するものについては、その決議があった時になります。

f. 退職所得の控除額

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
21年以上	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。（22年4か月→23年）

g. 税額の算出

$$\frac{\text{退職所得控除後の退職手当等の金額} \quad \text{（退職金等の金額－退職所得の控除額）}}{\text{退職所得}} \times \frac{1}{2} \times \begin{matrix} 10\% & \text{（市民税6\%）} \\ & \text{（県民税4\%）} \end{matrix}$$

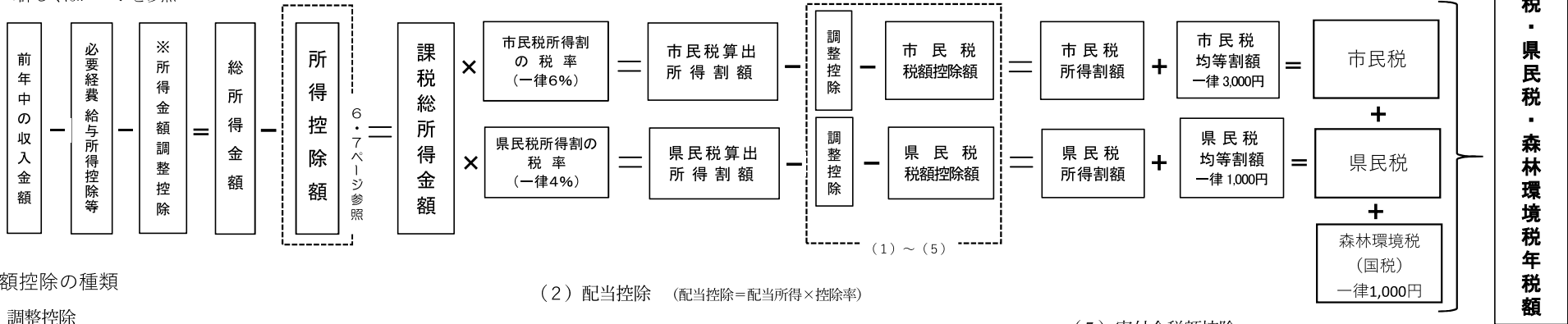
※勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を行わないで計算します。この法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員が対象になります。また、短期退職手当等（短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの）については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。「短期勤続年数」とは、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。

h. 退職所得に係る市民税・県民税を納付する時は

納入書には、給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。

市民税・県民税・森林環境税の算出方法

※ 所得金額調整控除がある方は給与所得の金額から控除します。
⇒詳しくは7ページを参照



◎税額控除の種類

(1) 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

①合計課税所得金額が2,000万円以下の者

⇒次の(i)と(ii)のいずれか小さい額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額

(i)下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

(ii)合計課税所得金額

②合計課税所得金額が2,000万円超の者

⇒(i)の金額から(ii)の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額

(i)下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

(ii)合計課税所得金額から2,000万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
障害者 控除	普通	1万円	配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
寡婦控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
ひとり 親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤労学生控除		1万円					

(2) 配当控除 (配当控除=配当所得×控除率)

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除

※法改正により記載内容が異なる場合があります

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

(4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(5) 寄付金税額控除

前年中に次の(a)～(d)に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%、に相当する金額

(a)都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

ただし、特別控除の対象となる寄付金が2千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3、に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えときは、その20%に相当する金額)

(b)住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

(c)所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

(d)特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄付金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎所得控除の種類

種類	控除額																				
① 雑損控除	次のいずれかの多い方の金額 ①(損失の金額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額合計×1/10) ②災害関連支出の金額-5万円																				
② 医療費控除	(支払った医療費－保険金等により補てんされた額) -[(総所得金額等合計額×5/100)又は10万円のいずれか低い額] ※限度額200万円。③セルフメディケーション税制による医療費控除と併用不可																				
③ セルフメディケーション税制による医療費控除	支払った特定一般用医療費等購入費の合計－保険金等により補てんされた額－12,000円 ※限度額88,000円。②医療費控除との併用不可																				
④ 社会保険料控除	支払った額																				
⑤ 小規模企業共済等掛金控除	支払った額																				
⑥ 生命保険料控除	<p>【新制度】平成24年1月1日以降に契約した一般の生命保険、個人年金および介護医療保険</p> <table> <tr> <th>年間の支払保険料等の合計額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>12,000円以下</td><td>支払った保険額の全額</td></tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払った保険額×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払った保険額×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td></tr> </table> <p>一般の生命保険、個人年金、介護医療保険のそれぞれの控除上限額は、28,000円です。</p> <p>【旧制度】平成23年12月31日以前に契約した一般の生命保険、個人年金</p> <table> <tr> <th>年間の支払保険料等の合計額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>15,000円以下</td><td>支払った保険額の全額</td></tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払った保険額×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払った保険額×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr> </table> <p>一般の生命保険、個人年金、介護医療保険のそれぞれの控除上限額は、35,000円です。</p> <p>※一般の生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)</p> <p>※すべての控除合計の限度額は70,000円</p>	年間の支払保険料等の合計額	控除額	12,000円以下	支払った保険額の全額	12,000円超32,000円以下	支払った保険額×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払った保険額×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	年間の支払保険料等の合計額	控除額	15,000円以下	支払った保険額の全額	15,000円超40,000円以下	支払った保険額×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払った保険額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円
年間の支払保険料等の合計額	控除額																				
12,000円以下	支払った保険額の全額																				
12,000円超32,000円以下	支払った保険額×1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払った保険額×1/4+14,000円																				
56,000円超	一律28,000円																				
年間の支払保険料等の合計額	控除額																				
15,000円以下	支払った保険額の全額																				
15,000円超40,000円以下	支払った保険額×1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払った保険額×1/4+17,500円																				
70,000円超	一律35,000円																				

種類	控除額				
⑦ 地震保険料控除	【地震保険料】				
	支払い金額		控除額		
	50,000円以下のとき		支払金額の1/2		
	50,000円超のとき		25,000		
⑦ 地震保険料控除	【旧長期契約】				
	支払い金額		控除額		
	5,000円以下のとき		支払金額全額		
	5,000円超15,000円以下のとき		支払金額の1/2+2,500円		
	15,000円超のとき		10,000円		
※地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円					
⑧ 障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき.....26万円				
	上記の者が特別障害者の場合は.....30万円				
	同居の控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害の場合+23万円				
⑨ 寡婦控除 (ひとり親)	納税義務者が寡婦である場合.....26万円				
	ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦の場合(ひとり親控除)..... 30万円				
⑩ 配偶者 (特別)控除 ※1	納税者(扶養する人)の合計所得金額				
	配偶者の合計所得		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
			控除額		
	配偶者控除	58万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円
		配偶者が 70歳以上	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円以上		0円	0円	0円

種類	控除額																			
⑪ 勤労学生控除	所得金額の合計が85万円以下で、その内給与所得以外の所得の合計額が10万円以下の者で、指定校に認定されている学校等の学生……………26万円																			
⑫ 扶養控除	<table><tr><th>区分</th><th>条件</th><th>控除額</th></tr><tr><td>年少</td><td>16歳未満</td><td>0円</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>16歳以上19歳未満</td><td rowspan="2">33万円</td></tr><tr><td>23歳以上70歳未満</td></tr><tr><td>特定</td><td>19歳以上23歳未満</td><td>45万円</td></tr><tr><td>老人</td><td>70歳以上</td><td>38万円</td></tr><tr><td>同居老人</td><td>70歳以上で同居している</td><td>45万円</td></tr></table>	区分	条件	控除額	年少	16歳未満	0円	その他	16歳以上19歳未満	33万円	23歳以上70歳未満	特定	19歳以上23歳未満	45万円	老人	70歳以上	38万円	同居老人	70歳以上で同居している	45万円
区分	条件	控除額																		
年少	16歳未満	0円																		
その他	16歳以上19歳未満	33万円																		
	23歳以上70歳未満																			
特定	19歳以上23歳未満	45万円																		
老人	70歳以上	38万円																		
同居老人	70歳以上で同居している	45万円																		
⑬ 基礎控除	<table><tr><th>納税者の合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2400万円超～2450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2450万円超～2500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2500万円超</td><td>0円</td></tr></table>	納税者の合計所得金額	基礎控除額	2400万円以下	43万円	2400万円超～2450万円以下	29万円	2450万円超～2500万円以下	15万円	2500万円超	0円									
納税者の合計所得金額	基礎控除額																			
2400万円以下	43万円																			
2400万円超～2450万円以下	29万円																			
2450万円超～2500万円以下	15万円																			
2500万円超	0円																			
⑭ 特定親族特別控除	<table><tr><th>特定親族の所得金額の合計額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr><tr><td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr></table>	特定親族の所得金額の合計額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円			
特定親族の所得金額の合計額	控除額																			
58万円超 95万円以下	45万円																			
95万円超 100万円以下	41万円																			
100万円超 105万円以下	31万円																			
105万円超 110万円以下	21万円																			
110万円超 115万円以下	11万円																			
115万円超 120万円以下	6万円																			
120万円超 123万円以下	3万円																			

※1納税者の所得金額の合計額(繰越損失前)が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除を受けることができない。

※所得金額調整控除

1. 給与等の収入金額が850万円を超える者で、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える者

控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(最高10万円)}－10万円

計算例

給与収入・・・4,000,000円

2,760,000円(給与所得控除後の額)

- － 640,000円(社会保険料控除額)
- － 70,000円(生命保険料控除額)
- － 330,000円(配偶者控除額)
- － 660,000円(扶養控除額※一般扶養2人の場合)
- － 430,000円(基礎控除)

630,000円(課税総所得金額※千円未満切捨)

【市民税】 税率6%

630,000円×0.06=37,800円(市民税所得割)

【県民税】 税率4%

630,000円×0.04=25,200円(県民税所得割)

◆調整控除額計算

【市民税】

200,000円(人的控除の差の合計)×3%=6,000円

【県民税】

200,000円(人的控除の差の合計)×2%=4,000円

★調整控除後

【市民税】

37,800円－6,000円=31,800円(調整控除後所得割)

＋ 3,000円(均等割) 合計:34,800円
(百円未満切捨)

【県民税】

25,200円－4,000円=21,200円(調整控除後所得割)

＋ 1,000円(均等割) 合計:22,200円
(百円未満切捨)

【年税額(市民税・県民税合計)】

34,800円＋22,200円=57,000円

※年税額に1,000円の森林環境税が加算されます。

納入書の記入方法

給与所得者の異動により納入すべき税額に変更が生じた場合には、当初送付された納入書の金額を訂正して納めてください。

また、『給与支払報告
特別徴収』にかかる給与所得者異動届出書』も記載し、市民税課へ必ず提出してください。

- 納入すべき税額が変更になったとき…………… ①印字されている納入金額に二重線を引いてください。
- ②「給与分」の欄に訂正後の納入金額を記入してください。
- ③「合計額」の欄に訂正後の納入金額を記入してください。

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者	4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者
令和 7 年 7 月分		指定番号	納入金額(1)		
		09040865	① 148,800 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (給与分)	② 1 1 0 8 0 0		
		退職所得分			
		年金			
		雑所得			
		合計額	③ 1 1 0 8 0 0		
納期限 令和 7 年 8 月 12 日					
(特別徴収義務者)		(特別徴収義務者)			
住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1		住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1			
住所 又は 名称 うるま株式会社		住所 又は 名称 うるま株式会社			
上記のとおり徴収しました。		上記のとおり納入します。			

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者	4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者
令和 7 年 7 月分		指定番号	納入金額(1)		
		09040865	① 148,800 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (給与分)	② 1 1 0 8 0 0		
		退職所得分			
		年金			
		雑所得			
		合計額	③ 1 1 0 8 0 0		
納期限 令和 7 年 8 月 12 日					
(特別徴収義務者)		(特別徴収義務者)			
住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1		住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1			
住所 又は 名称 うるま株式会社		住所 又は 名称 うるま株式会社			
上記のとおり納入します。		上記のとおり納入します。			

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者	4 7 2 1 3 1	01730-2-961859	うるま市会計管理者
令和 7 年 7 月分		指定番号	納入金額(1)		
		09040865	① 148,800 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (給与分)	② 1 1 0 8 0 0		
		退職所得分			
		年金			
		雑所得			
		合計額	③ 1 1 0 8 0 0		
納期限 令和 7 年 8 月 12 日					
(特別徴収義務者)		(特別徴収義務者)			
住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1		住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1			
住所 又は 名称 うるま株式会社		住所 又は 名称 うるま株式会社			
上記のとおり通知します。(交付後→取りまとめ指定金融機関→沖縄県うるま市)		上記のとおり通知します。(交付後→取りまとめ指定金融機関→沖縄県うるま市)			

※1. この納入書は機械で読み取りしますので、黒のボールペンでご記入ください。また、訂正印を押したり、金額の頭に「¥」マークを記入しないでください。

※2. 一度訂正した納入書は、再度訂正することができません。再度、訂正する場合は予備の納入書をお使いいただくか、うるま市役所納税課(TEL:098-973-1099)まで再発行の依頼をお願いいたします。

予備の納入書を使用するとき

沖縄県うるま市				個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード				口座番号		加入者名	
4	7	2	1	3	1	01730-2-961859 うるま市会計管理者	
①				②		③ 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分 (一括徴収 あり)		④	
				退職所得分		⑤	
				延滞金			
				督促手数料			
				合計額			
納期限							
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 住所又は名称				納税日付印 署名		⑥	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)							

沖縄県うるま市				個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 (公)	
市区町村コード				口座番号		加入者名	
4	7	2	1	3	1	01730-2-961859 うるま市会計管理者	
①				②		③ 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分 (一括徴収 あり)		④	
				退職所得分		⑤	
				延滞金			
				督促手数料			
				合計額			
納期限							
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 住所又は名称				納税日付印 署名		⑥	
上記のとおり納入します。(金融機関・郵便局保管)							

沖縄県うるま市				個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード				口座番号		加入者名	
4	7	2	1	3	1	01730-2-961859 うるま市会計管理者	
①				②		③ 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分 (一括徴収 あり)		④	
				退職所得分		⑤	
				延滞金			
				督促手数料			
				合計額			
納期限							
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 住所又は名称				納税日付印 署名		⑥	
上記のとおり通知します。(受付済→取りまとの指定金融機関→沖縄県うるま市) (うるま市保管)							

- ① 課税年度、納入月をご記入ください。
- ② 市より通知のあった「指定番号」をご記入ください。
- ③ 納入する金額(④と⑤の合計額)をご記入ください。※延滞金、督促手数料のある場合はそちらも含めてご記入ください。
- ④ 個人から徴収した市民税・県民税・森林環境税のその月分の合計金額をご記入ください。
 なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と合計額を併せてご記入ください。
- ⑤ 退職所得に対して市民税・県民税がかかる場合、その納入金額をご記入ください。
 その場合、納入済通知書の裏の市民税・県民税納入申告書も必ずご記入ください。(記載例:10ページ)
- ⑥ 給与支払者の住所(所在地)、氏名(名称)をご記入ください。会社のゴム印でもかまいませんが、必ず3枚とも押してください。

退職(退職分の税額を同時に納入するとき)

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード	01700-5-901860	加入者名	うるま市会計管理者		
指定番号	09040865	納入金額(1)	① -262,000-		
令和 7 年 7 月分		給与分 (所得分)	② 4 0 5 0 0 0	退職所得分	③ 6 7 5 0 0 0
延滞金		督促手数料			
合計額	④ 4 7 2 5 0 0				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄に記入してください。 納入金額(1)の欄を納税で納税し、納入金額(2)の欄に記入してください。					
納税期限 令和 7 年 8 月 12 日 ※納税期限を過ぎると滞り金・督促手数料は納税できません。					
(特別徴収義務者) 住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1 住所又は名称 うるま株式会社					
上記のとおり納税しました。(納入者印)					

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 (公)	
市区町村コード	01700-5-901860	加入者名	うるま市会計管理者		
指定番号	09040865	納入金額(1)	① -262,000-		
令和 7 年 7 月分		給与分 (所得分)	② 4 0 5 0 0 0	退職所得分	③ 6 7 5 0 0 0
延滞金		督促手数料			
合計額	④ 4 7 2 5 0 0				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄に記入してください。 納入金額(1)の欄を納税で納税し、納入金額(2)の欄に記入してください。					
納税期限 令和 7 年 8 月 12 日 ※納税期限を過ぎると滞り金・督促手数料は納税できません。					
(特別徴収義務者) 住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1 住所又は名称 うるま株式会社					
上記のとおり納入します。(受納者印・郵便局印)					

沖縄県うるま市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード	01700-5-901860	加入者名	うるま市会計管理者		
指定番号	09040865	納入金額(1)	① -262,000-		
令和 7 年 7 月分		給与分 (所得分)	② 4 0 5 0 0 0	退職所得分	③ 6 7 5 0 0 0
延滞金		督促手数料			
合計額	④ 4 7 2 5 0 0				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄に記入してください。 納入金額(1)の欄を納税で納税し、納入金額(2)の欄に記入してください。					
納税期限 令和 7 年 8 月 12 日 ※納税期限を過ぎると滞り金・督促手数料は納税できません。					
(特別徴収義務者) 住所 〒904-2292 又は うるま市みどり町 所在地 1-1-1 住所又は名称 うるま株式会社					
上記のとおり納税しました。(受納者印・郵便局印)					

合計額を「退職所得分」に記入します。

- ①印字されている納入金額に二重線を引いてください。
- ②「給与分」の欄に訂正後の納入金額を記入してください。
- ③「退職所得分」の欄に退職所得分の納入金額を記入してください。
- ④「合計額」の欄に、給与分・退職所得分・延滞金・督促手数料の合計金額を記入してください。

退職所得に係る特別徴収の納入がある場合、納入書裏面の市民税・県民税納入申告書も記入して納入してください。

なお、「市民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には下記の項目を必ずご記入ください。

※1. 人員 ※2. 退職手当等支払金額

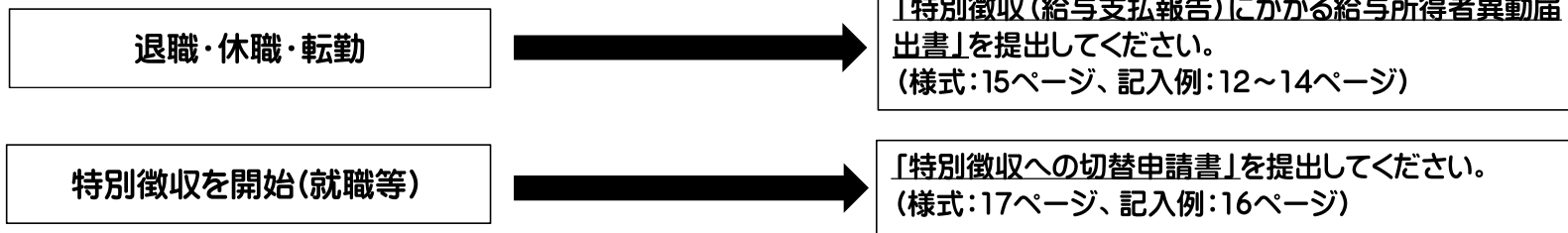
※3. 特別徴収税額 (市民税6%・県民税4%)

【納入書裏面】

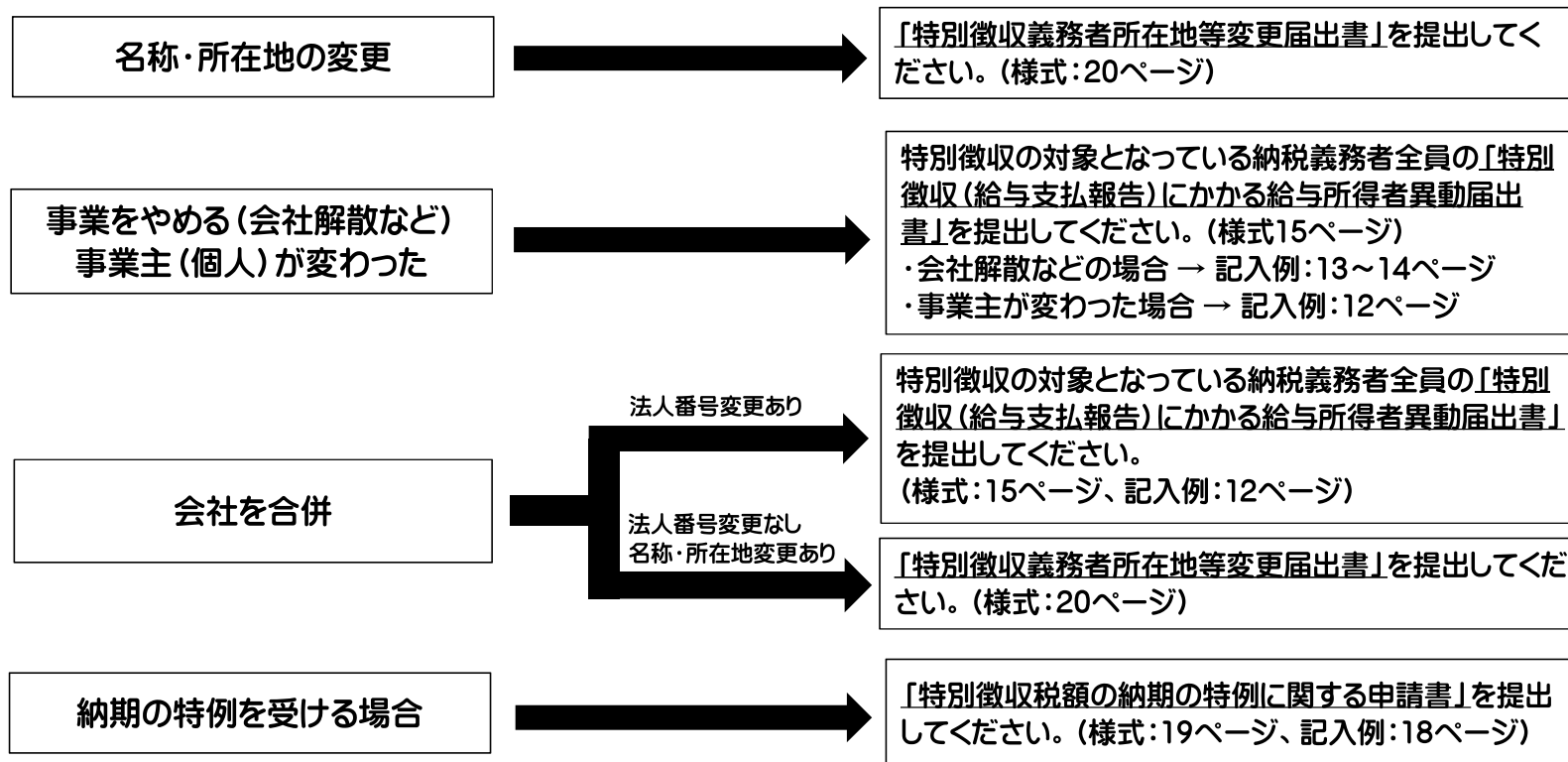
市民税 県民税		納入申告書	
令和 7 年 月 日 提出			
退職手当等支払金額		年 月 分	人員
特別徴収税額		市民税 6%	県民税 4%
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所又は所在地		印	
氏名又は名称		法人番号又は個人番号	

特別徴収に関する提出書類

● 特別徴収の対象者（従業員）について



● 特別徴収義務者（給与支払者）について



異動届書き方

●転勤者…転勤先でも引き続き特別徴収となる場合

処理の流れ： 転勤元事業所（異動届の上欄記入） ⇒ 転勤先(新)事業所(異動届の1欄記入) ⇒ うるま市役所市民税課

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年税額 219,300円

月割額		合同会社 珊瑚商事の徴収済分
6月	19,100円	
7月	18,200円	
8月	18,200円	
9月	18,200円	
10月	18,200円	有限会社 特徴スイシンでの徴収分
11月	18,200円	
12月	18,200円	
1月	18,200円	
2月	18,200円	
3月	18,200円	
4月	18,200円	
5月	18,200円	

うるま市町村長殿		（給与支払者） 特別徴収者	所在地	〒704-××××× うるま市勝連平安名1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号	09××××××××																						
令和 8年 9月 30日提出			フリガナ	サンゴショウジ										宛 名 番 号																							
			氏名又は名称	合同会社 珊瑚商事										担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名	給与係 沖縄 花子																					
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電 話	098-973-5382 内線（182）									
給 与 所 得 者	フリガナ	ウルマ ユウコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日	異 動 の 事 由		異動後の未徴 収税額の徴収方 法																									
	氏 名	うるま 佑子																																			
	生年月日	S50年 12月 10日																																			
	個人番号	1	2		3	4	5	6						7	8	9	8	7	6																		
	受給者番号																																				
1月1日 現在の住所	うるま市具志川3-12-5		219,300 円	6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		R8 年 10 月 31 日	2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																										
異動後の 住 所																																					

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 18,200 円を 11 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																
新 し い 勤 務 先 者	特別徴収義務者 指 定 番 号	10××××××××										法人番号	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	0	1	所 属 氏 名 電 話	経理係		受給者番号	ABC-123	
	所 在 地	〒704-△△△△ 沖縄県沖縄市1番地										担当者連絡先		具志川		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1 右から 番号を 記入													
	フリガナ	トクチョウスイシン																													
	氏名又は名称	有限会社 特徴スイシン												098-974-3111 内線（111）																	

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分） 納入します。														
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		円													
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日																	

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄														
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため																											
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため																											
		3. 死亡による退職であるため																											

●退職して一括徴収…未徴収分を一括徴収して納付する場合

処理の流れ： 送付
事業所（異動届の上欄と2欄を記入） ⇒ うるま市役所市民税課

年税額 137,800円

月割額		合同会社 珊瑚商事の徴収済分
6月	12,400円	
7月	11,400円	
8月	11,400円	
9月	11,400円	
10月	11,400円	ま徴収した日の属する月の納期限
11月	11,400円	
12月	11,400円	
1月	11,400円	
2月	11,400円	
3月	11,400円	
4月	11,400円	
5月	11,400円	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

うるま市町村長殿		所在地	〒704-××××× うるま市勝連平安名1-2-3		特別徴収義務者 指 定 番 号	09××××××××											
令和 8年 10月 29日提出		フリガナ	サンゴショウジ		宛 名 番 号												
合同会社 珊瑚商事		氏名又は名称	合同会社 珊瑚商事		担 連 者 先	所 属 氏 名	給与係 沖繩 花子										
個人番号 又は法人番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	098-973-5382 内線 (182)
給 与 所 得 者	フリガナ	ウルマ ユウコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名	うるま 佑子															
	生年月日	S50年 12月 10日															
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6															
	受給者番号																
1月1日 現在の住所	うるま市具志川3-12-5		6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	R8 年 10 月 31 日	1 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 退職・転勤 退職・長欠 死亡 支払少額・不定期 合併・解散 その他 事由・理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異動後の 住 所			137,800 円	58,000 円	79,800 円												
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____円を ____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)				法 人 番 号					所 属 氏 名 電 話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入			
	所 在 地																
	フリガナ																
	氏名又は名称																
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分（翌月10日納入期限分） 納入します。							
理 由	1 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)													
		11 月 5 日		79,800 円													
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄							
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため																
	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																
	3. 死亡による退職であるため																

●退職して普通徴収へ…本人が未徴収分を直接納付する場合

処理の流れ： 事業所（異動届の上欄と一括徴収しない理由を記入） 送付 ⇒ うるま市役所市民税課

年税額 153,800円

月割額		合同会社 珊瑚商事の徴収済分
6月	13,000円	
7月	12,800円	
8月	12,800円	
9月	12,800円	
10月	12,800円	
11月	12,800円	納税者 本人へ市役所から 通知書を 発送します
12月	12,800円	
1月	12,800円	
2月	12,800円	
3月	12,800円	
4月	12,800円	
5月	12,800円	

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度1. 現年度2. 新年度3. 両年度

うるま市町村長殿		〒704-×××××	うるま市勝連平安名1-2-3		特別徴収義務者 指 定 番 号	09××××××××												
令和 8年 10月 15日 提出		フリガナ	サンゴショウジ		宛 名 番 号													
氏名又は名称		合同会社 珊瑚商事		担 連 者 先	所 属 氏 名	給与係 沖繩 花子												
個人番号 又は法人番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電 話	098-973-5382 内線 (182)	
給 与 所 得 者	フリガナ	ウルマ ユウコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏 名	うるま 佑子																
	生年月日	S50年 12月 10日																
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6					
	受給者番号																	
	1月1日 現在の住所	うるま市具志川3-12-5																
異動後の 住 所			153,800 円		64,200 円		89,600 円		R8 年 1 月 10 日 31 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
新 し い 勤 務 先	1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要					
	所 在 地		フリガナ		氏 名		所 属		氏 名		電 話		右から 番号を 記入					
	氏名又は名称				担 当 者 連 絡 先													
理 由	2. 一括徴収の場合		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分） 納入します。									
			2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円											
理 由	3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため															
			2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため															
			3. 死亡による退職であるため															

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

															年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度											
市町村長殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 〕 〔 特別徴収者 〕	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
											フリガナ												宛 名 番 号				
											氏名又は名称												担 連 当 絡 者 先	所 属			
											個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
																		電 話		内線 ()							
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏 名																										
	生年月日		年 月 日																								
	個人番号																										
	受給者番号												円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									
	1月1日 現在の住所																										
	異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法 人 番 号																				
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属									
	フリガナ													氏 名									
氏名又は名称												電 話		内線 ()			受給者番号						
																	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分） 納入します。				
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)						
											月 日		円						

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため														

切替理由書の書き方

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 8 年 7 月 10 日		給与支払者	住所又は所在地	うるま市勝連平安名1-2-3										連絡先	特別徴収義務者 指定番号	09 × × × × × ×	新規 ○印	
うるま 市長 殿			氏名又は 名 称	フリガナ	サンゴショウジ										係 名	給与係	事業種目	
				合同会社 珊瑚商事											氏 名	沖縄 花子		
				法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8		9	0		1

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	ウルマ クニコ	生年月日	左記の者について 普通徴収の 2 期分から 当社で 9 月分より 特別徴収いたします。		
	2468	氏名	うるま 国子	昭和60年 1月 2日			
	1月1日の住所	うるま市石川東恩納2-10-3-205号					
	現住所	同上					
異動年月日		令和 8 年 7 月 1 日		注意事項	※特別徴税額の決定・変更通知は受付日の翌月10日頃発送予定です。 2か月程度の余裕をもって開始してください。 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。 必ず納税者本人と納付の有無の確認をお願いします。 【普通徴収の納期限】 第1期: 6月30日 第2期: 8月31日 第3期: 10月31日 第4期: 1月31日 ※納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日営業日(平日)となります。		市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)		台帳処理年月日					
○	入社したため	入力処理年月日					
	その他(例:復職など)	通知書番号					
備考							新規個人番号

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 年 月 日 うるま 市長 殿	給与支払者	住所又は所在地											連絡先	係 名		新規 ○印 事業種目
		氏名又は名称	フリガナ											氏 名		
		法人番号													電 話	

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ		生年月日		左記の者について 普通徴収の 期分から 当社で 月分より 特別徴収いたします。
		氏名		年 月 日		
	1月1日の住所	うるま市				
	現 住 所					

異動年月日		令和 年 月 日		注 意 事 項	<p>※特別徴税額の決定・変更通知は受付日の翌月10日頃発送予定です。 2か月程度の余裕をもって開始してください。</p> <p>※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。 必ず納税者本人と納付の有無の確認をお願いします。</p> <p>【普通徴収の納期限】</p> <p>第1期: 6月30日 第2期: 8月31日 第3期: 10月31日 第4期: 1月31日</p> <p>※納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日営業日(平日)となります。</p> <p>※税額通知を電子データで受け取る場合は、 必ず受給者番号の記入をお願いします。</p>	市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)						台帳処理年月日
	入社したため					入力処理年月日
	その他(例:復職など)					通知書番号
備考						新規個人番号

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

納期の特例の書き方（承認の場合）

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

													処 理 日	
													令和 8 年 5 月 7 日	
うるま 市町村長 殿 令和 8 年 5 月 1 日提出	申 請 書	住所又は 所在地	うるま市勝連平安名1-2-3										特別徴収 義務者 指定番号	09××××××
		氏名又は 名 称	合同会社 珊瑚商事										電 話	973-5382 (182)
		法 人 番 号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> ①承認 2. 取消 </div> </div> を申請します。														
1. 特例の適用を受けようとする税額				令和 8 年 6 月分 以降の特別徴収税額										
申請日前6ヶ月間の各月末 の給与を受ける者の人員及 び月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額					
	令和7年12月	6	900,000	令和8年1月	4	600,000	令和8年2月	4	600,000					
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額					
	令和8年3月	4	600,000	令和8年4月	4	600,000	令和8年5月	4	600,000					
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。 ・この特例は「納期」に関する特例のため、従業員の給与から毎月徴収してください。														
2. 納期の特例の適用を取消す事由														
(1)給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2)その他 () (注)特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。														
3. その他														
(1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有 ・ 無)														

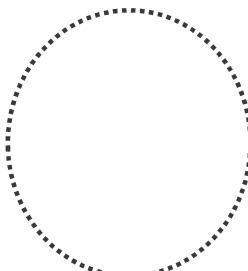
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

													処 理 日		
													令和 年 月 日		
市町村長 殿 令和 年 月 日提出	申 請 書	住所又は所在地											特別徴収義務者 指定番号		
		氏名又は名称											電 話		
		法人番号													
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em; margin: 0 10px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 1. 承認 2. 取消 </div> を申請します。															
1. 特例の適用を受けようとする税額				年 月 分 以降の特別徴収税額											
申請日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額						
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額						
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。 ・この特例は「納期」に関する特例のため、従業員の給与から毎月徴収してください。															
2. 納期の特例の適用を取消す事由															
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 () (注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。															
3. その他															
(1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有 ・ 無)															

特別徴収義務者所在地等変更届出書

市町村長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

<div style="text-align: center;"> 受領印  </div>	(特別徴収義務者) 給与支払者	所 在 地	郵便番号										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		代 表 者 の 職 氏 名 印												氏 名		
		法 人 番 号													電 話	

												変更年月日	令和	年	月	日
事 項			変 更 前										変 更 後			
フリガナ			〒										〒			
所 在 地																
フリガナ																
名 称																
電 話																
備 考																

○ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

eLTAXを利用してみませんか？

eLTAX（地方税ポータルシステム）では「給与支払報告書」・「給与所得者異動届出書」等の手続きをインターネットで行うことができるシステムです。

<eLTAXの特徴>

- ・オフィスからインターネットで手続きができるため、郵送の手間が省けます。
- ・複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。
- ・複数の地方団体へ一括して電子納付できます。

・eLTAXのご利用開始の続きについては、eLTAXホームページをご確認ください。

ホームページ



<https://www.lta.go.jp>

ご利用の流れ



<https://www.lta.go.jp/eltax/riyoyu/riyoushaid/>

マニュアルコーナー



<https://www.lta.go.jp/support/manual/>

お問い合わせ窓口	受け付けているお問い合わせ
<p data-bbox="398 1150 721 1182"><eLTAXヘルプデスク></p> <p data-bbox="309 1219 813 1353">TEL：0570-081459 (上記の電話番号でつながらない場合：03-6745-0720) 受付日：月曜日～金曜日 受付時間：9時～17時</p>	<p data-bbox="902 1150 1099 1182"><eLTAX全般></p> <ul data-bbox="909 1219 1599 1321" style="list-style-type: none">・eLTAXの利用者IDや暗証番号、利用届出について・PCdesk（WEB版）、Pcdesk（DL版）の使い方・納付手続きについて